

(大分海区漁業調整委員会 豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさきの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

豊後水道(大分県関埼灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域)のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上見通し線(津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度)以北の大分県海域

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで